申込みの前に必ずお読みください

令和９年度教育・保育給付認定

保育所等入所申込みのご案内

認可保育所 認定こども園（保育利用）

お問い合わせ 宗像市 子ども育成課 幼児教育保育係（西館1階）
電話 0940-36-3181（直通） FAX 0940-37-3046
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 受付時間：平日 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

＜令和8年10月発行＞

西館1階

入所申込の窓口受付方法

窓口受付時間 平日 午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

入所を希望する月によって、受付方法が異なります。

令和9年度*新年度申込み
令和9年4月1日入所

原則、窓口予約が必要です

予約は＼こちらから／

予約受付開始	10月19日（月）
予約可能期間	10月23日（金）～11月30日（月）
予約受付期限	希望日の前開庁日 午後4時

予約済みの方

番号札を取らず、待合席でお待ちください。予約時間になりましたら、お名前をお呼びします。

予約せずに来庁した方

発券機で「保育所・認定こども園・幼稚園」を選択し、番号札をお取りください。
予約された方を優先するため、待ち時間が長くなる場合があります。

年度途中の申込み
令和9年5月～令和10年3月入所

窓口予約は行っていません

1. 発券機で「保育所・認定こども園・幼稚園」を選択し、番号札をお取りください。
2. 画面から該当する手続を選択してください。
3. 待合席でお待ちください。番号札に記載された番号でお呼びします。

相談内容などにより、受付の順番が前後する場合があります。

保育コンシェルジュへの相談
入所申込窓口とは別に、相談予約が必要です。

予約方法：23ページ

－ 目 次 －

Ⅰ はじめに

1 大切なお願い 1
2 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは 2
3 教育・保育給付認定（支給認定） 2

Ⅱ 入所申込み

1 申込みの基準 3
2 申込手続きのスケジュール 4
3 申込みに必要な書類 6
4 入所調整について 8
5 申込みの際の注意点 10
6 市外園の申込みについて 11

Ⅲ 入所後に関係すること

1 保育実施日と保育時間 12
2 ならし保育 13
3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合 13
4 利用者負担額（保育料）等 14

Ⅳ 施設概要・その他の保育サービス

1 保育所・認定こども園一覧 16
2 その他の保育サービス 18
3 幼稚園・認定こども園（教育利用）等の利用料無償化 22

年間簡易スケジュール 23
子育てに関する相談窓口 23
保育士さんの「働きたい」を応援します！ 24

委任状 最終ページに添付しております。保護者以外の方が窓口で提出する場合にご活用ください。

～ 各園の地域開放事業のご案内 ～
あそびにきませんか？
各園の親子教室の日程やイベント情報等が満載！窓口・ホームページで配布しています。

子育て・教育サイト むむハグ。 Childcare and Education

宗像市 公式LINE

Ⅰ　はじめに

1　大切なお願い

認可保育所（以下、「保育所」という。）・認定こども園（保育利用）は、保護者が就労等により家庭で保育できない時間に利用する施設です。認定された保育必要量の範囲内で、就労時間や通勤時間、家庭の状況等に応じて利用してください。園と家庭で十分に連絡を取り合い、ともに子どもの健やかな成長を支えていきましょう。
安心して利用できるよう、申込み前に以下の事項を必ず確認してください。

■　園見学をお願いします

保育・教育方針、取組内容、施設の環境等は、園によって異なります。
入所後の生活を具体的にイメージし、ご家庭の希望に合った園を選べるよう、**必ず申込み前に希望する園を見学してください**。
見学の日時や方法は、行事や感染症の発生状況等により異なる場合がありますので、事前に園へお問い合わせのうえ、見学してください。

■　希望園を十分検討してください

保育施設等は、6か所（第6希望）まで希望できます。必ずしも第6希望まですべてを記入する必要はありません。
内定決定後に辞退することがないよう、希望保育施設等については十分検討のうえ、**入所する意思のある保育施設等のみ**を申し込んでください。

□　子どもの状態について配慮が必要な場合は 申込時にお申し出ください

障がいや発達状況により、集団保育において支援や配慮が必要な場合は、必ず申込み時にお申し出ください。
症状や程度によっては、園の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合があります。
入所決定後、医療行為等が必要な場合には、その状況に応じて診断書等の提出を求めることがあります。また、園の体制次第では継続利用が困難になる場合もあります。

□　アレルギー等の対応について、事前に園へご相談ください

食物アレルギー等により個別の対応が必要な場合は、申込前に希望する園へご相談ください。
園では、診断・指示に基づき、保護者と対応内容を確認したうえで、アレルギー食の対応（除去など）を行います。
園の人員体制や設備等によって対応できる内容が異なるため、安全に保育を行うための対応方法について、事前に相談・調整を行います。

□　乳幼児健康診断を受診してください

乳幼児健康診断（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児）は受診してください。
また、入所後も定期的に実施される健康診断・歯科検診なども受診してください。再検査や治療が必要とされた場合は、医療機関を受診し、その結果や保育上の留意事項を園へお知らせください。

□　入所後に必要な支援や配慮について

入所内定後に行う園での面談や入所前健診等により、子どもの健康状態、発達状況、必要な支援・配慮等を確認します。安全な保育体制の確保等について調整が必要な場合は、市、園および保護者で入所後の支援体制等について個別に相談します。
手術歴や入院歴、治療中の病気があるなど、保育に当たって配慮が必要なことがある場合は、申込時にお知らせください。必要に応じて、申込時や入所前に医師の診断書等の提出をお願いすることがあります。
お子さまの状況や保護者の希望に応じて、必要な支援につながる各相談機関をご案内します。

**このほかにも、お子さまが安心して園生活を送れるよう、
状況に応じて園からご協力のお願いをすることがあります。**

2 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは

<table>
<tr><th>施設</th><th>年齢</th><th>利用できる保護者</th><th>申込先</th></tr>
<tr><td colspan="2">保育所
就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</td><td rowspan="2">0～5歳
園により異なります</td><td rowspan="2">就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者</td><td rowspan="2">市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定こども園
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設</td><td>保育利用</td></tr>
<tr><td>教育利用</td><td rowspan="2">3～5歳
園により異なります</td><td rowspan="2">制限なし
利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。</td><td rowspan="3">各園</td></tr>
<tr><td colspan="2">新制度幼稚園
幼稚園
（未移行幼稚園）
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出保育施設
（企業主導型保育事業を含む）
多様なニーズに応える保育を行う、県に届出をしている施設</td><td>0～5歳
※園により異なります。</td><td>園により異なります
※詳しくは各園にお問い合わせください。
届出保育施設利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。
企業主導型保育施設利用料の無償化については、各園にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

3 教育・保育給付認定（支給認定）

保育所や認定こども園・新制度幼稚園を利用するためには、次の3つの認定区分により「教育・保育給付認定（以下、**支給認定**）」を受けることが必要です。
宗像市では、保育所等の入所申込書と支給認定申請書を兼ねた様式となっています。

認定区分	対象年齢	保育を必要とする事由	対象施設
1号	満3歳 ～ 5歳	該当しない	認定こども園（教育利用） 新制度幼稚園
2号	満3歳 ～ 5歳	該当する	保育所 認定こども園（保育利用）
3号	0歳 ～ 2歳		

Ⅱ　入所申込み

1　申込みの基準

保育所・認定こども園(保育利用)への入所申込み・支給認定の取得のためには、次の [A] [B] **の両方の基準を満たす必要**があります。また、事由によって、支給認定の期間(保育施設を利用できる期間)が異なります。

[A] 入所希望の子どもと保護者が、宗像市内に住んでいること。

宗像市外から **転入予定** の場合	保育所等の入所の可否にかかわらず、**入所希望月の前月末までに宗像市に転入してくること。** (住民票で宗像市への転入が確認できること。) ※入所調整の結果、入所内定とならなかったため前月末までに**転入しなかった場合、翌月以降の申込みが無効となります。** また、入所内定となった場合でも、**入所月1日までに転入していることが市で確認できるまで、園を利用できません。**

[B] 保護者が、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること。

※　出産・転居・転職等、申込時と家庭や就労の状況が変わった場合は、すみやかに市にご連絡ください。
※　「育児休業」とは、法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。
※　育児休業から復職または就学先へ復学する方は、復職日・復学日によって申込み可能な期間が異なります。詳しくは下記の(1)を確認してください。

<table>
<tr><th></th><th>保育を必要とする事由</th><th>支給認定の期間
(保育施設の入所調整/利用できる期間)</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>・月60時間以上**就労**している
・月60時間以上**就学**している(職業訓練校等における職業訓練を含む)

○ 育児休業から**復職する**
○ 就労先が決まっており **就労予定**である
○ **入学**または**復学**する

上記のいずれかに該当する場合は、入所希望月ごとに就労開始日・就学開始日の期限が異なります。また、復職の場合、入所後に復職確認を行います。
<table><tr><th>入所希望月</th><th>就労・就学開始日</th><th>入所希望月</th><th>就労・就学開始日</th></tr><tr><td>4月</td><td>～ 5月14日まで</td><td>10月</td><td>～11月14日まで</td></tr><tr><td>5月</td><td>～ 6月14日まで</td><td>11月</td><td>～12月14日まで</td></tr><tr><td>6月</td><td>～ 7月14日まで</td><td>12月</td><td>～ 1月14日まで</td></tr><tr><td>7月</td><td>～ 8月14日まで</td><td>1月</td><td>～ 2月14日まで</td></tr><tr><td>8月</td><td>～ 9月14日まで</td><td>2月</td><td>～ 3月14日まで</td></tr><tr><td>9月</td><td>～10月14日まで</td><td>3月</td><td>～ 4月14日まで</td></tr></table></td><td>就労・就学期間中</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>**妊娠中**、または**出産**から間がない</td><td>**産前 2か月から産後 3か月まで**
※産後3ヵ月経過した後は、他の保育を必要とする事由が必要です。
(例:5月 1日生まれ→2月～7月末まで
5月20日生まれ→3月～8月末まで)</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>**求職活動**(起業の準備を含む)を継続的に行っている</td><td>入所から**3か月まで**
※入所から3か月目の15日までに就労証明書等の提出が必要です。
(例:4月入所の場合は、6月15日まで)</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>**疾病**もしくは負傷、身体や精神に**障がい**がある</td><td>療養を必要としなくなるまで</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>同居親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時、
介護または**看護**している</td><td>介護、看護を必要としなくなるまで</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に従事している</td><td>必要な期間中</td></tr>
</table>

支給認定の期間に注意

2 申込手続きのスケジュール

(1) 令和9年4月 入所希望の場合（入所日は4月1日）

1 次 申 込 み	11月2日（月）～30日（月）

申込書類の受け取り、申込書類の提出には、
原則、窓口予約 が必要です

右の2次元コードから
ホームページで予約できます
予約受付開始日：10月19日～
予 約 可 能 日：10月23日～11月30日
※前日の開庁日の16時まで予約受付可能

※締切日の翌日以降の受付分は、2次調整の対象となります。
※申込後に入所希望園の順位を変更する場合は、申込締切日までに「利用希望園変更届出書」を提出してください。
※4月1日～14日の間に復職予定で、ならし保育等のため3月入所を希望する場合は、令和8年度3月入所について別途申込みができます。
希望する場合は、昨年度版「入所申込みのご案内」5ページを確認のうえ、別途申請してください。

1次調整結果発送	2月5日（金）頃 発送日は前後することがありますのでご了承ください。

入所内定した場合
※4月入所の内定を辞退した場合は、申請自体が取下げとなるため2次調整の対象にはなりません。
また、2次申込みもできませんのでご注意ください。

入所内定しなかった場合
自動的に2次調整の対象となります
※就労や家庭状況、希望園の順位等に変更がある場合は、申込締切日までに必要書類をご提出ください。

2 次 申 込 み	12月1日（火）～2月10日（水）

2次調整結果発送	3月上旬 頃 発送日は前後することがありますのでご了承ください。

入所内定した場合

入所内定しなかった場合
自動的に5月調整の対象となります
※転入予定で申込み、3月末までに転入しなかった場合は、5月以降は調整しません。

入所手続	内定した園へ連絡してください。 面接・健康診断等があります。
入所開始	4月1日～ **入所後、ならし保育を行います。** →13ページ参照

5月入所調整	変更がある場合は必要書類を提出 （締切日は5ページ参照）

入所内定した場合
調整結果発送
4月20日頃

入所内定しなかった場合
通知はありません
引き続き（支給認定の期間内に限り）3月末まで入所調整を行います。

⚠ 注意事項

- ご家庭の状況に応じて必要書類を揃えて提出してください。（6～7ページ参照）
- 締切日を過ぎた申込みは、審査・調整の対象となりませんのでご注意ください。
- 書類に不備がある場合は、受付できませんので早めの準備をお願いします。

⑵ 令和9年5月～ 令和10年3月入所希望の場合（入所日は毎月1日）

	入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
申込み 窓口提出のみ （郵便提出不可）	5月	R9年3月11日(木) ～ **R9年4月9日(金)**	11月	R9年9月13日(月) ～ **R9年10月8日(金)**
	6月	R9年4月12日(月) ～ **R9年5月10日(月)**	12月	R9年10月12日(火) ～ **R9年11月10日(水)**
	7月	R9年5月11日(火) ～ **R9年6月10日(木)**	1月	R9年11月11日(木) ～ **R9年12月10日(金)**
	8月	R9年6月11日(金) ～ **R9年7月9日(金)**	2月	R9年12月13日(月) ～ **R10年1月7日(金)**
	9月	R9年7月12日(月) ～ **R9年8月10日(火)**	3月	R10年1月11日(火) ～ **R10年2月10日(木)**
	10月	R9年8月12日(木) ～ **R9年9月10日(金)**	（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）	

※申込後に入所希望園の順位を変更する場合は、締切日までに「利用希望園変更届出書」を提出してください。
※令和9年12月～令和10年3月の入所希望の場合は、令和10年4月の入所申込みが別途必要です。（4・11ページ参照）

調整結果発送
締切日のある月の 20日 頃
発送日は前後することがありますのでご了承ください。

入所内定した場合

入所内定しなかった場合
自動的に翌月の入所調整の対象となります。
※令和9年11月1日時点の入所保留者のうち、令和10年4月以降も継続して入所を希望する場合は、令和9年11月の受付期間中に令和10年4月入所の申込みが別途必要です。（4・11ページ参照）
※転入予定で申込み、前月末までに転入しなかった場合は、翌月以降は調整しません。

翌月入所調整
変更がある場合は
毎月10日までに必要書類を提出
（土日祝日の場合はその直前の平日）

入所内定した場合

調整結果発送
20日 頃
発送日は前後することがありますのでご了承ください。

入所内定しなかった場合

通知はありません
引き続き、3月末まで
入所調整を行います。

保留の証明書が必要な場合
窓口にて、入所保留証明書の発行申請ができます。
申請日から3営業日以降に、窓口での交付となります。

入所手続	内定した園へ連絡してください。 面接・健康診断等があります。	
入所開始	翌月1日～	**入所後、 ならし保育を行います。** →13ページ参照

申請内容に変更がある場合

希望園・事由・家庭の状況に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。事由・家庭の状況等について正当な理由なく変更の申請を行わない、虚偽の報告等を行ったことが判明した時は、**申込みが無効**となる場合があります。**締切日は、申込み締切日と同じです。**

申請を取下げる場合

調整を希望しない・内定を辞退する場合は、取下げ書の提出が必要です。
すみやかに子ども育成課に提出してください。

3 申込みに必要な書類

入所申込みの際に、家庭状況等により添付する書類が異なります。次の内容をご確認の上、ご提出ください。
保護者以外の方が提出する場合は、委任状が必要です。

A
記入済みの
入所申込書
兼支給認定申請書

＋

B ～ **C**
証明書類一式

＋

D
来庁する保護者の
顔写真付きの証明書
（運転免許証など）

E
同住所者全員のマイナンバーカード
お持ちでない方は
マイナンバーが
記載されている公的書類

きょうだいが同時に保育施設を申込む場合
[A]
児童1人につき1部ずつ必要です。
[B]～[C]
1部で結構です。

～おことわり～
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の施行に伴い、入所を希望する方は申込み手続きに必要な書類である「利用申込書(兼支給認定申請書)」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。なお、「利用申込書(兼支給認定申請書)」を提出の際は、個人番号を記載するとともに、申請者の「番号確認」と「本人確認」が必要です。

B 保育を必要とする事由を証明する書類

	保育を必要とする事由	必要な書類
☐	**就労** （月60時間以上） （内定を含む）	☐ 就労証明書 ☐ 自営業の場合：添付書類が必要です。 右記の2次元コードを参照してください。 **復職の場合**：復職（予定）年月日の欄についても記載必要です。 **入所希望月の翌月15日以降の復職日が記載されている場合は受付できません。** **雇用期限のある場合**：雇用期限が切れる前に、**更新された雇用期限の記載された就労証明書の再提出**が必要です。雇用期限が切れている場合は提出できません。 **保育士等**：**市内の保育所等**に、保育士、保育教諭、みなし保育士として勤務（予定を含む）している場合、調整指数の加点が付くためには就労証明書の「保育士等としての勤務実態の有無」の項目の「有」または「有（予定）」にレ点の記入があることが必要です。 **介護職員等**：**市内の介護施設**に、介護職員（介護福祉士資格を有する者に限る）、看護職員（看護師資格または准看護師免許を有する者に限る）、生活相談員、ケアマネジャー（介護支援専門員）として勤務（予定を含む）している場合、調整指数の加点が付くためには就労証明書の「備考欄」に上記の介護職員等で就労している旨の記載が必要です。
☐	**妊娠・出産** （産前2か月～産後3か月）	☐ 産前・産後に係る申立書 ☐ 母子健康手帳(表紙)のコピー **宗像市の様式を使用してください**
☐	**求職活動**	☐ 誓約書兼求職活動中の申立書
☐	**疾病・障がい** **通院・入院**	☐ 医師の診断書 ・「① 病名 ② 症状 ③ 療養を要する期間 ④ 疾病により日常生活や児童の保育、育児に支障がある旨」の4つの記載が必要です。 ・ 状況に応じ、通院の履歴を提出していただく場合があります。 ・ 長期療養の場合、3か月～半年後に再提出が必要です。
	身体や精神に障がいがある	☐ 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー （手帳番号、本人欄、障がい名、有効期限が確認できるページ）
☐	**同居親族の介護・看護**	☐ 介護等に関する申立書 ☐ 介護または看護される人の状態がわかる書類 医師の診断書（療養を要する期間、症状等の記載が必要）障害者手帳、介護保険証(認定済)のコピー 等
☐	**就学**（職業訓練を含む）	☐ 在学を証明できる書類(在学証明書等) ☐ 時間割がわかる書類（月60時間以上の就学時間が必要）
☐	震災・風水害・火災 その他の災害の復旧に従事している	☐ 罹災証明書 ☐ 申立書（従事内容を記入）

申込みに必要な様式は 窓口またはホームページで入手できます

申込みに必要な様式は、宗像市の子育て・教育サイト「むむハグ。」からダウンロードできます。
ダウンロードして記入する場合は、全て**A4サイズで両面印刷**してご利用ください。
右記の2次元コードからも閲覧できます。

むむハグ　様式集　検索

＼ コチラからCheck! ／

⚠ 注　意　事　項 ⚠

証明書類の作成・発行日	消せるペン 修正液・テープ	保護者の事由を証明する書類	同一住所の18～59歳の親族や同居人
原則 直近3か月以内	使用不可 受付できません	必須 書類が揃っていないと受付できません	該当者の事由を証明する書類も提出してください。提出がなくても申込みはできますが、**入所調整の際の優先度（指数）が低くなります。**

・ 申込書類に虚偽がある場合は、申込みが無効になります。
・ 申込時の届出内容から、**事由・家庭の状況等が変わった場合はすみやかに子ども育成課にご連絡ください。**
・ 正当な理由なく**変更の申請を行わない時は、申込みが無効**となる場合があります。
　例 ）育児休業から復職予定だったが、妊娠した／　就労していたが、退職し求職活動をしているなど
・ その他状況等に応じて、追加で必要な書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

C　家庭（家族）の状況に応じて必要な書類

1.　ひとり親家庭の場合（離婚協議中を含む）

状況	必要書類
配偶者と離婚・死別または未婚である	次のa～cのいずれか ☐ a ひとり親家庭等医療証（オレンジ色）のコピー（左上の親が目印） ☐ b 児童扶養手当証書のコピー ☐ c 状況がわかる戸籍謄本等の公的書類 ＋子どもの医療保険の加入状況や扶養関係を確認できる書類
配偶者と離婚協議中である	☐ 裁判所や弁護士による、離婚協議中であることがわかる書類 ※離婚協議開始日の記載が必要　※コピー可

2.　宗像市外に住んでいる場合

状況	必要書類
転入予定	☐ 転入確約書 ☐ 児童の世帯員（世帯分離を含む同居者全員）が記載された住民票の写し ※コピー不可
保護者のいずれかが別居している	☐ 住民票の写し（住民票が別の場合のみ）※コピー不可

3.　同居家族の身体や精神に障がいがある

必要書類（いずれかのコピー）
☐ 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等（手帳番号、本人欄、障がい名、有効期限が確認できるページ）
☐ 特別児童扶養手当認定通知書・有期認定通知書・特別児童扶養手当受給証明書

4.　同時申込みをしない未就学のきょうだいがいる

状況	必要書類
支給認定を受けない施設（幼稚園・届出保育施設・児童発達支援施設など）を利用している	☐ 就学前児童の保育についての申立書
企業主導型保育事業の施設を利用している	
親族等が家庭で保育している（未就学児に限る）	

5.　その他

状況	必要書類
生活保護を受給している	☐ 生活保護受給証明書、受給カードいずれかのコピー
申請保護者が申込み児童と別居している（住民票が別の場合のみ）	☐ 血縁関係が分かるもの（住民票が別の場合のみ）
DVにより避難している	☐ 配偶者暴力相談支援センターや警察への相談歴が確認できる書類 ※コピー可

4 入所調整について

(1) 指数

書類審査によって確認した内容に基づき、入所選考基準指数をもとに市が決定します。
「基準指数」と**「調整指数」**の合計をもとに、指数が高い方から調整します。

	番号	内容			指数	備考欄
基準指数	1	**被雇用者** （勤務証明による） **自営業者** （営業実態を客観的に確認できる書類による）	就労時間（月間）	160時間以上	24	※保護者の中で、最も低い人の指数を基準指数とします。
				140～160時間未満	22	
				120～140時間未満	20	
				90～120時間未満	16	
				60～90時間未満	12	
	2	**内職**		60時間以上	10	
	3	**求職活動中**	—		8	
	4	**産前・産後**	—		20	
	5	**同居親族の介護・看護**	居宅		16	
			施設など入所中		10	
	6	**就学・職業訓練**	通学による 1ヶ月60時間以上の就学等		16	
			通信制である 1ヶ月60時間以上の就学等		8	
	7	**災害復旧**	—		20	
	8	**疾病・障がい等**	入院・身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1・2級		24	
			通院・自宅療養		20	
			身体障害者手帳3級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳3級		22	
			身体障害者手帳4級以下		10	
	9	市長がとくに認める理由	—		最優先	

状況に応じて、以下の調整指数が加算されます。 ＋

調整指数	(1)	家庭状況	ひとり親家庭	10	原則離婚成立後に適用
	(2)		生活保護世帯	2	
	(3)		同居親族等が保育可能	－4	7ページ参照
	(4)		多子（第3子以上）世帯・多胎児同時申込み	1	
	(5)		きょうだいが入所中の園に申込み	6	(5)(6)(7)は いずれか1つ
	(6)	保護者の状況	復職（育児休業からの復職前に限る）	6	
	(7)	児童の状況	1号認定で認定こども園に在園中の児童が、同じ園に2号認定で申込み	6	
	(8)	申込みの状況	6か月以上入所待ち	4	いずれか1つ
			3か月以上入所待ち	2	
			前年度6か月以上待ち	2	
	(9)	市内の介護施設に、 ・介護職員（介護福祉士資格を有する者に限る） ・看護職員 （看護師資格または准看護師免許を有する者に限る） ・生活相談員　・ケアマネジャー（介護支援専門員） として勤務（予定を含む）	・月60時間以上の勤務である ・調整指数の加点が付くためには 就労証明書の「備考欄」に左記の介護職員等で就労している旨の記載が必要	2	本市では、保育士や介護士不足を解消するため、各種取組みを実施しており、左記加点もその取組みの1つです。 例）保育士1人を採用することで、2歳児の場合、最大6人の受入が可能になります。
	(10)	市内の保育所等に、 ・保育士　・保育教諭 ・みなし保育士 として勤務（予定を含む）	・月60時間以上の勤務である ・調整指数の加点が付くためには 就労証明書の「保育士等としての勤務実態の有無」の項目の「有」または「有（予定）」にレ点の記入が必要 ・みなし保育士…保健師、看護師、准看護師など	14	

⑵ 利用希望園

申込書に記入された園を対象に、第1希望、第2希望…の順に行います。
利用希望園は最大6園まで選べます。（必ずしも第6希望まで記入しなければならないものではありません。）

● 園の空き状況

園の空き状況（枠）は、次のとおり公表しています。

入所月		公表期間	確認方法
4月	1次調整	令和8年10月23日 ～11月30日まで	左の2次元コードから ホームページで確認できます。 市役所子ども育成課の 窓口や電話でも問い合わせが できます。
	2次調整	令和9年2月上旬（予定） ～2月10日まで	
5月～3月		入所月の 前月1日～前月末まで （土日祝の場合は直後の平日）	［注意］ 3月入所調整時点で4月の内定園が決まっていない場合、3月のみに空きがある園を希望しても、4月以降利用できない可能性があります。

＊あくまで「目安」のため、実際に調整する際の枠と異なる場合があります。

● 令和9年度 クラス年齢表

当該年度4月1日時点の年齢が学年齢です。

学年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
生年月日	R8.4.2～ ※生後3か月経った翌月から入所申込み可	R7.4.2 ～ R8.4.1	R6.4.2 ～ R7.4.1	R5.4.2 ～ R6.4.1	R4.4.2 ～ R5.4.1	R3.4.2 ～ R4.4.1

⑶ きょうだい同時申込みの場合

きょうだい同時申込みの場合は、以下のいずれかの調整方法を選択してください。
なお、**きょうだい全員で同じ調整方法を選んでください。**

□ きょうだいが「同じ園」に「同月」で内定した場合のみ、入所を希望する。

きょうだいのうち一人でも同じ園に内定しない場合、きょうだい全員が保留となります。
希望園および希望順位は、きょうだい全員で同じである必要があります。

□ きょうだいが一方のみ内定した場合でも、入所を希望する。

きょうだい全員を別々に調整します。
希望園および希望順位は、きょうだいで揃える必要はありません。

⑷ 選考手順

希望園の順位・指数・園の空き状況などで内定園が決まります。
第1希望園から順番に調整を行うため、指数・園の空き状況だけでなく、**希望園の順位も重要**です。

5 申込みの際の注意点

⑴ 提出した書類について

● **提出した書類は、返却・コピーのお渡しができません。**

控え等が必要な場合は、提出前に各自コピーしてください。

● **不備があった場合は、再提出が必要です。**

提出された書類に不備があった場合は、申込書に記入されたご連絡先にお電話します。
連絡先不明の場合や下記期日までに必要な補正が行われない場合は、申込みの受付ができない場合があります。

入所希望月	不備受付期日	
4月	1次調整	令和8年12月1日（火）
	2次調整	令和9年2月12日（金）
5月～3月	申込締切の翌日	

⑵ 郵便での提出について

入所希望月	郵便提出	詳細	
4月	○	窓口・郵送どちらでも受付可能です。 郵送で申請する場合は、以下のことに注意してください。 ● 郵送事故等の責任は負いかねます。到着が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。 ● 書類不備があった場合は電話で連絡します。**不備内容によっては訂正・再提出のため市役所への来庁が必要な場合があります。**	
		同封するもの	□ 申請書及び添付書類 □ 提出書類チェックリスト □ 保護者一方の顔写真付きの証明書のコピー □ 世帯全員のマイナンバーカードor通知カードのコピー
		締切日	1次調整　令和8年11月30日（月）**必着** 2次調整　令和9年　2月10日（水）**必着**
		提出先	〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 子ども育成課　幼児教育保育係 「保育所等申込書在中」と記入してください。
5月～3月	―	**窓口のみ**での受付です。	

⑶ 12月・1月・2月・3月からの入所を希望する場合

● 翌年度4月の入所申込みについて

翌年度4月以降も利用を希望する場合は、**4月の入所申込みも必要です。**（4ページ参照）
ただし、3月入所調整の時点で4月の内定園が決まっていない場合、3月のみに空きがある園を希望しても、4月以降利用できない可能性があります。

また、年度途中に入所した園と異なる園を、翌年度4月以降の利用希望園とする場合は、
11月中に提出された4月入所申込書に記載された園で、入所調整を行います。
申込後に利用希望園の順位を変更する場合は、別途、「利用希望園変更届出書」の提出が必要です。

● 就労証明書等のコピーの提出について

以下の2つの要件に該当する場合のみ、就労証明書等が複数枚必要であることを理由に、コピーしたものを提出できます。※年度途中の入所申込受付期間はそれぞれ異なるためご確認ください。

要件	・12月～3月の入所申込みと、4月の入所申込みを行う。 ・子ども育成課で「原本提出済」と押印されている書類である。
提出方法	4月の申込時に書類の**原本とそれをコピーしたものを持参してください。** コピーに「原本提出済」と押印してお返しします。

6 市外園の申込みについて

宗像市に住民登録がある児童が市外の園に入所を希望する場合は、宗像市で申込みを受付します。宗像市で申込みを受付した書類は、入所を希望する園の所在地の市区町村へ送付し、当該市区町村で入所調整が行われます。なお、市外住民の受入を行っているかどうかは、各市区町村によって異なります。

⑴ 申込みの流れ

① 事前に、入所を希望する園の所在地の市区町村で、次の項目をご確認ください。
（市区町村ごとに異なります。）

- ☐ 市区町村名：
- ☐ 市外住民の受入を行っているかどうか（ 行っている ・ 行っていない ）
- ☐ 申込締切日　　月　　日(　　)まで
- ☐ 必要な手続き・必要な書類
- ☐ 選考基準
- ☐ 内定後の手続き等

② 宗像市子ども育成課で、市外の園に申込みを希望する旨を伝え必要な書類を受け取ってください。
③ 宗像市子ども育成課に、申込書類を持参してください。

締切日：**①で確認していただいた締切日の10日前**　　月　　日(　　)まで
④で書類を郵送する手続きに時間が必要なため

④ 宗像市子ども育成課で書類を確認し、入所を希望する園の所在地の市区町村に申込書類を送付します。
⑤ 入所を希望する園の所在地の市区町村で、入所調整が行われます。
⑥ 入所調整の結果が、宗像市子ども育成課に送付されます。結果通知が届き次第、宗像市子ども育成課から申請者にお知らせします。

※宗像市から転出予定の方
入所内定の可否にかかわらず、転入手続の際に転入先の市区町村で改めて入所申込みが必要です。

⑵ 申込みに必要な書類

① 宗像市内の園に申込む際に必要な書類（6～7ページ参照）
② 入所を希望する園がある市区町村が必要とする書類

Ⅲ　入所後に関係すること

1　保育実施日と保育時間

⑴ 保育実施日

休園日である、**日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日です。**
災害、感染症の発生その他の非常時には、臨時休園等を行う場合があります。
※日曜日と祝日を除く年末年始期間中に、どうしても家庭で保育できない場合は、各園に相談してください。

> 災害時の対応について
> 宗像市の避難情報が発令された場合は、警戒レベルや施設の状況（土砂災害警戒区域や浸水想定区域に所在するなど）により、臨時休園や開園時間を遅らせる等の判断を行います。決定後は、園より保護者のみなさんへお知らせしますので、園から連絡があるまでお待ちください。

⑵ 保育時間

・家庭での保育ができない状況に応じて、通常保育として利用できる時間が決定します。
　保護者のうち**どちらか片方でも短時間利用**に該当する場合、利用できる保育時間は**短時間となります**。
・通常保育以外での保育を希望する場合は、延長保育をご利用ください。
　※延長保育を利用する場合、別途、延長保育料がかかります。

時間区分	利用できる状況	備考	変更手続き
保育標準時間 最大11時間利用可能	☐ 月120時間以上の就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧	申出により、保育短時間利用に変更することができます。	**変更を希望する月の前月15日まで**に、保育を必要とする事由を証明する書類および**保育必要量区分変更願**を**園に提出**してください（13ページ参照）。
保育短時間 最大8時間利用可能	☐ 月60時間～120時間未満の就労 ☐ 就学（職業訓練を含む）	通勤等の状況により、保育標準時間に変更できる場合があります。ただし、変更できる期日や条件がありますので、早めに園に相談し、園を通じて必要書類を提出してください。	
	☐ 親族等の介護・看護 ☐ 疾病・障がい等	**入所初月は、短時間での利用です。** 翌月以降、標準時間で利用したい場合は、園に相談し、園を通じて必要書類を提出してください。	
	☐ 求職活動中 ☐ 育児休業取得中	変更不可	

施設ごとの通常保育の保育時間

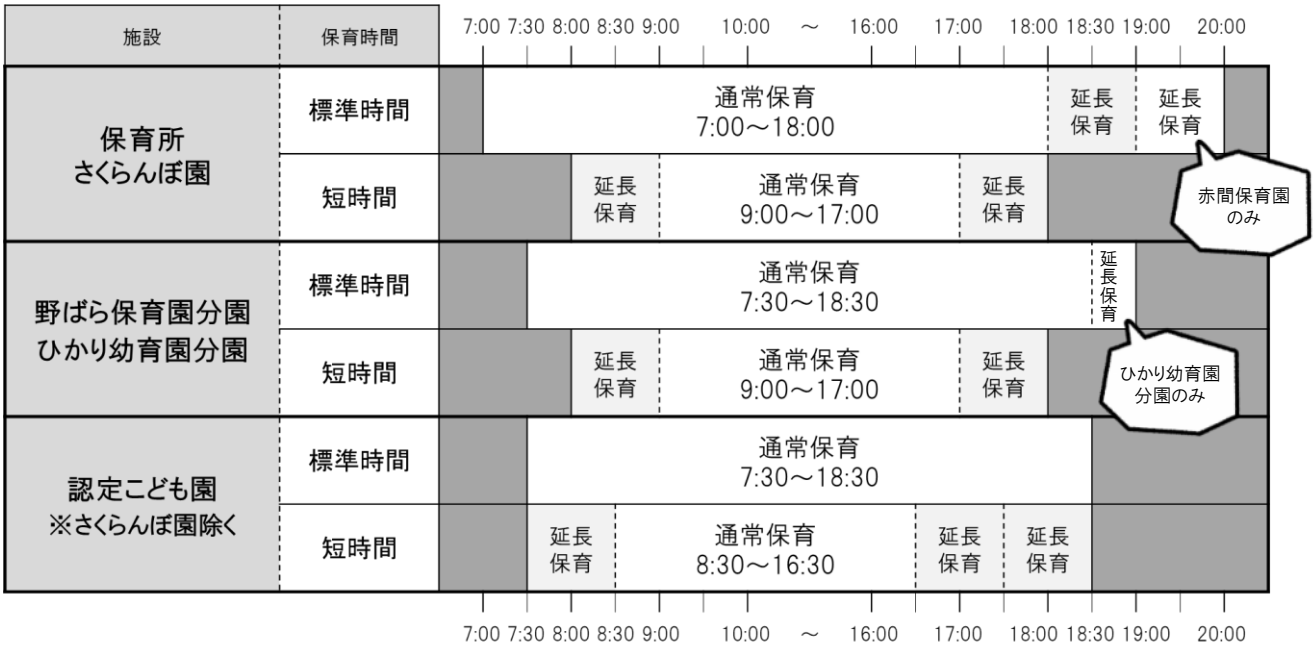

⑶ 延長保育について

保育時間	延長保育利用料（1時間あたりの月額料金）			
	0歳児	1歳児以上	B-1階層※	A階層※
標準時間	4,000円	3,000円	800円	0円
短時間	2,000円	1,500円	400円	0円

通常保育時間で対応できない場合、延長保育を利用することができます。
入所後に各園で申込みしてください。

・年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。
・1日単位での利用料等については、各園にお問い合わせください。
・ひかり幼育園分園の標準時間の延長保育のみ30分のため、左記の半額の料金です。

※ A階層：生活保護世帯
B-1階層：市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等
詳細は15ページから宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表を確認してください。

2 ならし保育

園では入所後の保育環境の変化への適応を図るため、保育時間を通常よりも短くする**「ならし保育」**を行います。ならし保育期間中の預かり時間は1～2時間から始まります。お子さまの状態（年齢・園での様子など）やご家庭の状況、園により期間は異なりますが、おおよそ4週間程度が目安となります。
なお、ならし保育は、入所開始後に始まりますので、ご注意ください。
※転園の場合も、転園先の園でならし保育が必要です。

3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合

状況が変わった場合は、**すみやかに園と子ども育成課にご連絡ください。**
保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や、虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明した場合は、子ども・子育て支援法第24条に基づき、教育・保育給付認定を取り消す場合があります。
なお、変更の申請があっても、**期日までに必要書類の提出がない場合には、変更が翌々月以降になります。**また、入所後、保育を必要とする事由の確認を行いますので、ご協力お願いします。

転 職　退 職　復 職
出 産　就労時間の変更　雇用期限の更新

各種必要書類を提出してください。
・必要書類 ： 6～7ページ参照
（必要に応じて「保育必要量区分変更願」もご用意ください。）
・提 出 先 ： 利用園
・提出締切 ： 変更を希望する月の前月15日まで

※退職後、求職活動を行う場合は、**退職日のある月の翌月から3か月間が求職活動期間**となります。誓約書兼求職活動中の申立書の提出が遅れても、求職活動期間に変更はありません。

育児休業※の取得

出産後、育児休業を取得する場合、**生まれた子の「1歳の誕生日の前日」が属する月の月末まで**、在園児は継続して通園することができます。ただし、育児休業での利用には要件と期間があります。
詳細は、きょうだい児を出産された方に送付する通知をご確認ください。
なお、産後3ヵ月の期間中に父が育児休業を取得する場合、保育時間は**短時間**になります。

※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。

婚 姻　離 婚

子ども育成課にすみやかにご連絡ください。

市内の転 居

世帯員が変更になった場合は、
すみやかに子ども育成課にご連絡ください。

市外へ転 出

すみやかに園と子ども育成課にご連絡ください。
在園できるのは転出した月の翌月末までです。
（ただし、1日に転出した場合は転出した月の末日までとなります。）

退 園

退所する月の**15日まで**に、園に届け出てください。退所日は各月末です。
届出がない場合は、在籍とみなされ、通園しなくても利用者負担額を支払わなければなりません。また、実施委託解除届（退園届）を市に提出後、退園の取下げはできません。

転 園

転園を希望する場合は、
新規の入所申込みと同じ手続きが必要です。

4 利用者負担額（保育料）等

(1) 利用者負担額について

算定要素	① 算定対象者の市町村民税所得割合算額 ② 子どもの年齢 ③ 子どもの人数
算定対象者	**保護者**（ただし、家庭の状況によってはこの限りではありません。） また、**保護者が非課税かつ一定の所得に満たない場合は、同居人も含めて算定しま**す。
市町村民税所得割合算額	**世帯における算定対象者の市町村民税所得割を合算した額** 各人の所得割額は、配当控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除を適用する前の税額で算定します。 ※税関係書類の未提出により算定に必要な税額を確認できない場合は、利用者負担額（保育料等）を暫定的に最高額で決定します。
3～5歳児の無償化	3～5歳児クラスの利用者負担額（保育料等）は無償です。ただし、主食費、副食費（おかず代等）・制服代・教材費・遠足代などは対象外です。副食費は減免の対象となる場合があります。入所時に、事務手数料等が必要な園もあります。詳しくは各園にお問い合わせください。
通知	決定した利用者負担額（保育料）等については、 **入所月に郵送**する「**施設利用承諾書**」にてお知らせします。
再算定	**毎年9月**に、利用者負担額（保育料）の算定に用いる市町村民税の年度が切り替わります。 4～8月分は前年度、9月～翌3月分は、当該年度の市町村民税所得割合算額に基づいて算定するため、9月から利用者負担額（保育料）等が変更になる場合があります。

詳しくは、別紙**「宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表」**をご覧ください。
市ホームページに掲載しています（15ページの2次元コードからご覧いただけます）。基準額表は毎年3月末頃に改訂します。

令和9年									令和10年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

令和8年度
市町村民税所得割合算額
（**令和7年1月～12月の所得**等に応じて確定）
で算定

再算定

令和9年度
市町村民税所得割合算額
（**令和8年1月～12月の所得**等に応じて確定）
で算定

当該年度の4月1日時点の年齢で算定し、4月に再度通知します。

※9月の算定年度の切替えによる利用者負担額の変更は、4～8月分に遡って適用されません。

- 利用者負担額（保育料）等は**月額**です。
- 入院や帰省などで1日も通わなかった場合でも、在籍期間中は利用者負担額がかかります。
- **月途中で通園を終了した場合でも、退所日は月末となり、当月分の日割り計算はしません。**
- 保護者から徴収する利用者負担額（保育料）等は、園の運営に必要な費用（人件費・管理費など）の一部に充てられています。

(2) 利用者負担額（保育料）等の軽減

0～2歳児クラスまでの2・3号認定の子どものうち、次に該当する場合は、利用者負担額が軽減されます。

きょうだい児のいる世帯	第2子は半額、第3子以降は無償となります。 第2子の判定は、市町村民税所得割合算額や世帯の状況によりきょうだいの数え方が異なります。第3子以降の判定では、生計を同じくするきょうだいを年齢にかかわらず数えます。
ひとり親や在宅障がい（者）のいる世帯	市町村民税所得割合算額によっては、利用者負担額が減免される場合があります。

詳しくは15ページの2次元コードから 「宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表」をご覧ください 。

(3) 副食費（おかず代）の減免

1・2号認定者のうち、副食費（おかず代）が減免となる場合があります。
詳しくは15ページの2次元コードから 「宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表」をご覧ください 。

⑷ 利用者負担額（保育料）等の確認方法

Step 1　算定対象者それぞれの市町村民税所得割額を確認する

確認方法① 税額決定通知で確認する

毎年5～6月に、その年の1月1日時点でお住いの市町村から、直接または勤務先を通じて届く税額決定通知書等で確認できます。通知書は、納付方法によって異なります。

【 給与から天引きされる場合 】 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	【 ご自分で納付される場合 】 市民税・県民税納税通知書
「税額」の「所得割額⑥」を確認してください。 税額控除については（摘要）の欄に表示されます。 下記の税額控除が適用されている場合は、所得割額に加算してください。	「税額の計算」の「所得割額」を確認してください。 下記の税額控除が適用されている場合は、所得割額に加算してください。

加算する税額控除：配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等

確認方法② マイナポータルで確認する

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」でご本人の市町村民税所得割額を確認できます。
詳しい操作方法は右の2次元コードからご確認ください。
※利用には、マイナンバーカードとカードの読み取りに対応したスマートフォン、またはパソコンとICカードリーダライタが必要です。

⑴ ログイン後のトップページから、「おかね」の「税」を選択します。

⑵ 「所得・個人住民税情報」で、利用者負担額（保育料）の算定に用いる年度の情報を確認します。

⑶ 市町村民税所得割額と、市町村民税の税額控除を確認し、該当する控除額を所得割額に加算します。

Step 2　宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表を確認する

Step1で確認した算定対象者それぞれの市町村民税所得割額を合計します。この合計額が「市町村民税所得割合算額」です。この金額が「宗像市特定教育・保育利用者負担（保育料）基準額表」でどの階層に該当するかを確認してください。基準額表は、 市ホームページに掲載しています。右記の2次元コードからご覧いただけます。

宗像市　令和9年度保育料　検索

⑸ 利用者負担額（保育料）の納付について

保育所と認定こども園で、納付の方法が異なります。

施設	納付方法	期日
保育所	原則、口座振替で、市が徴収します。 ※内定通知に同封されている「宗像市利用者負担額預貯金口座振替依頼書」を各金融機関に提出、または、「利用者負担額（保育料）の納付等について」に記載している2次元コードからWeb 口座振替受付サービスを利用して登録してください。	口座振替日：毎月月末 ※末日が休業日のときは、その翌営業日 ※12月は28日 （28日が休業日のときは、その翌年の最初の営業日）
認定こども園	園が徴収します。	納付期限：園が指定する日

保育にかかる費用は、利用者負担額（保育料）と公費でまかなわれています。

1人の子どもにかかる1か月の保育費用は、0歳児で**平均 約24.6万円**。（令和8年10月時点）
みなさんが納める利用者負担額はその一部として使われ、残りは公費でまかなわれています。

※利用者負担額は決められた期日までに必ず納付してください。
※利用者負担額を滞納した場合は延滞金が課せられ、税の滞納と同様に、捜索・差押処分の対象となります。

Ⅳ　施設概要・その他の保育サービス

1　認可保育所・認定こども園一覧

区分	園コード	施設名	定員（人）	所在地	電話番号（0940）	開所時間 ※12ページ参照
認可保育所	001	赤間保育園	220	赤間4-7-1	32-6246	7:00-20:00
	002	恵愛保育園	100	三郎丸1-11-28	32-3265	7:00-19:00
	003	西海保育園	160	東郷4-6-8	36-8430	
	004	日の里東保育園	160	日の里5-3-1	36-5803	
	006	野ばら保育園	100	久原900-2	36-0849	
	007	野ばら第二保育園	160	朝町707-2	32-2390	
	008	第二赤間保育園	130	広陵台1-8-4	34-1202	
	020	第二赤間保育園分園		広陵台1-7-3	72-5378	
	011	玄海風の子保育園	100	江口916-57	62-9088	
	009	平等寺保育園	200	平等寺465-1	33-2554	
	012	ひかり幼育園	90	陵厳寺2-19-1	33-5301	
	013	かとう保育園	100	城西ヶ丘6-16	35-6655	
	014	みつぼし幼保園	40	徳重201-1	48-9022	
	016	かとう西保育園	100	河東1616-1	35-7220	
	018	野ばら保育園ユリックス分園	20	久原400ユリックス内	39-3123	7:30-18:30
	019	ひかり幼育園ひのさと分園	20	日の里5-3-98 日の里団地48	55-3492	7:30-19:00
認定こども園	209	東郷信愛幼稚園	122	田熊5-8-5	36-1137	7:30-18:30
	207	東海大学付属福岡自由ヶ丘幼稚園	104	田久1-9-3	32-1119	
	015	いちごいちえん	140	宮田1-6-2	32-8560	
	017	いちごいちえん分園		田久2-5-25		
	211	赤間くるみ幼稚園	22	冨地原1075-1	33-3501	
	005	さくらんぼ園	110	日の里9-12-1	37-2078	7:00-19:00

園選びに役立つ情報はコチラから ➔

宗像市のホームページでは宗像市内の認可保育所・認定こども園の紹介をしています。右記の2次元コードからも読み取れます。
園見学の際にご活用ください。

園一覧　地図

園の空き状況

9ページをご覧ください

受入可能な年齢（月齢）	休日保育	一時預かり実施	おむつ	制服 貸出のある園や、体操服やスモックなどを着用する園もあります。詳しくは各園にお問い合わせください。	備考欄
0歳児（生後3か月たった翌月）～	―	○	紙・布	○	
	―	○	紙・布	―	
	―	○	布	○	布おむつレンタルクリーニングサービスあり。
	―	○	紙・布	○	
	―	○	紙・布	―	
	―	○	紙・布	―	
2歳児～ 0歳児（生後3か月たった翌月）～1歳児	―	○	紙・布	―	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整。
0歳児（生後3か月たった翌月）～	―	○	紙・布	―	
	―	○	紙・布	○	
	―	○	布	―	
	―	○	紙	○	
	―	○	紙	―	
	―	○	紙	○	
0歳児（生後3か月たった翌月）～2歳児	―	○	紙・布	―	3歳児からは、本園または野ばら第二保育園を利用。
	―	○	布	―	3歳児からはひかり幼育園を利用。
0歳児（生後3か月たった翌月）～	―	○	紙・布	―	
1歳児～	―	―	紙	○	
2歳児～ 0歳児（生後3か月たった翌月）～1歳児	―	―	紙	―	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整。
2歳児～	―	―	紙	○	
0歳児（生後3か月たった翌月）～	○	○	紙・布	○	

2 その他の保育サービス

⑴ 一時預かり

保護者の傷病・短時間勤務・冠婚葬祭などのために、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、未就園児を一時的にお預かりする制度です。受入体制により、利用できない場合がありますので、あらかじめ園にお問い合わせください。

認可保育所・認定こども園

① 対象施設

16～17ページの「保育所・認定こども園一覧」を参照ください。

② 費用・利用時間

1人1回あたりの金額は以下の通りです。
別途、実費がかかる場合があります。

次の要件に該当する場合
無償化の対象となる場合があります

〈要件〉
・3～5歳児 ： 保育を必要とする事由がある
・0～2歳児 ： 非課税世帯 かつ
保育を必要とする事由がある

詳しくは、22ページを確認してください。

	3歳未満児	3歳以上児
半日 （9:00～13:00または13:00～17:00）	2,000円	1,500円
全日 （9:00～17:00）	3,500円	2,500円

年齢は当該年度の4月1日時点の年齢が基準

③ 利用方法

利用を希望する園に、受け入れの可否を直接お問い合わせください。

企業主導型保育施設

詳しくは19ページの（4）企業主導型保育施設 を参照ください。

⑵ 病児・病後児保育

病気の回復期等で集団生活が難しく、昼間家庭で保育できない場合に、保護者に代わって専用施設で預かります。詳細は、各ホームページをご確認ください。

施設名	めばえ （医療法人 片山医院　病児保育室）	すくすくくらぶ （宗像医師会病後児デイケアルーム）
概要	**病児保育事業：回復期にいたっていない時に利用可** 病気の回復期前で、当面症状の急変が見込まれない子どもをお預かりします。 **お迎えサービス**：市内の教育・保育施設や小学校（離島を除く）で発熱等があり、保護者が迎えに行けない場合、看護師や保育士がタクシーでお迎えし、医師の診察後、病児保育室でお預かりします。	**病後児保育事業：回復期に利用可** 風邪や嘔吐・下痢などが完治する前の数日間や、みずぼうそう・おたふくかぜ等で登園（登校）の許可が出る前の数日間などに利用ができます。
場所	稲元1035-6	田熊5-5-5 （宗像地域医療センター3F）
電話	32-8782	37-3536
対象	生後6か月～小学6年生	生後3か月～小学6年生
利用時間	8:00～17:30	8:00～17:30
休み	日曜日・祝日・お盆休み・年末年始 その他休診日（午後休診日含む）	土・日曜日・祝日 お盆（8/13～15）・年末年始（12/29～1/3）
料金等	詳しくは、ホームページをご確認ください。 右の2次元コードから閲覧できます。	
利用方法	病児保育ネット予約サービス「TeOTe（テオテ）」で予約ができます。 アカウント登録をした後、施設の利用登録が必要です。 右の2次元コードから登録できます。 ※お迎えサービスは、初回利用前に直接「めばえ」に来所し、事前登録が必要です。 病児保育ネット予約・電話から予約できません。	

令和8年10月時点での情報です。

⑶ こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等に通っていない子どもが、月10時間まで利用できる制度です。
家庭とは異なる環境で、さまざまな遊びや人とのかかわりを経験することを通じて、子どもの育ちを支えます。

① 対　　象　保育所等※に通っていない、生後6か月～満3歳未満の子ども
（3歳の誕生日の前々日まで利用できます）
※保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設をいいます。

② 利用時間　子ども1人につき、月10時間まで

③ 利用料金　1時間あたり、300円
※給食代、おやつ代など、別途費用が必要な場合があります。
※利用料金は、利用施設に直接お支払いください。
※生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等、家庭の状況に応じて利用料が減免される場合があります。

④ 手続方法　利用には事前の認定申請、利用施設との面談、利用予約が必要です。
手続きの詳細は、右記の2次元コードよりホームページを確認してください。

令和8年10月時点での情報です。

⑷ 企業主導型保育施設

企業が国の助成を受けて、従業員等の子どものために運営する認可外保育施設です。従業員枠のほか、「地域枠」を設けている施設では、保育を必要とする地域の子どもも利用できます。利用条件、申込方法、利用料金、保育時間等の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	定員※（うち地域枠）	所在地	電話番号	サービス内容（対象年齢）			基準適合
				月極契約	一時預かり	保育時間（月～土）	
むなかた スター保育園	47（23）	野坂2652-1	0940-39-3512	生後2か月～就学前	生後2か月～就学前	7:00～20:00	○
じゆうがおか ほいくえん	12（6）	自由ヶ丘1-1-5	0940-62-5953	生後3か月～就学前	生後3か月～就学前	7:00～19:00	○
Caren保育園 くりえいと	40（20）	くりえいと3-4-9	0940-22-8122	生後5か月～就学前	生後5か月～就学前	7:00～20:00	○

※定員は、従業員枠と地域枠の合計で、()内は地域枠の定員です。

令和8年10月時点での情報です。

第3子以降の保育料の無償化について

企業主導型保育施設・届出保育施設を利用する第3子以降の子ども(0～2歳児クラス)は、次の要件をすべて満たす場合、保育料を施設に支払った後に市に払戻し請求をすることができます。払戻しを受けるためには、対象となる児童ごとに給付認定の申請が必要です。

【対象要件】
①保護者が宗像市内在住で、3人以上の子を監護している(同居・別居は問いません)
②年長者から数えて3番目以降の子どもが、0～2歳児クラスまでに在籍し、保育の必要性が認められること。
③住民税課税世帯であること。
（非課税世帯は、他の制度で保育料無償化の対象となります）
詳細は、右の2次元コードからホームページで確認してください。

⑸その他の家事・育児サービス

民間事業者による家事支援や子どもの見守りなどのサービスもあります。
サービス内容や利用料金等の詳細は、各施設・事業者等に直接お問い合わせください。

⑹ 幼稚園・認定こども園（教育利用）

保護者の方が直接施設に申し込み、**施設との直接契約**となります。

無償化に必要な手続き	教育時間利用料	預かり保育利用料
幼稚園	**施設等利用給付認定の「新1号認定」**が必要です。 認定希望開始月の**前月20日まで**に必要書類を提出してください。 詳しくは**22ページ**をご確認ください。	**施設等利用給付認定の「新2・3号認定」**が必要です。 認定希望開始月の**前月20日まで（市への提出）**に必要書類を提出してください。 詳しくは**22ページ**をご確認ください。
認定こども園（教育利用） 新制度幼稚園	**教育・保育給付認定の「1号認定」**が必要です。入園手続きの際に、申請書を園から受け取り、園でとりまとめる場合は、締切日を各園に確認してください。市への提出は、**入園希望月の前月20日まで**となります。	

			幼稚園（国立）	新制度幼稚園（私立）			
施設名			福岡教育大学 附属幼稚園	浄徳寺幼稚園	日の里幼稚園	博多のびっこ幼稚園	玄海ゆりの樹幼稚園 ※地島分園は直接園にお問い合わせください
連絡先			赤間文教町1-30 ☎ 35-1262	光岡546 ☎ 36-2534	日の里2-3-8 ☎ 36-0056	日の里7-18-1 ☎ 36-7473	上八1974 ☎ 62-3836
定員（人）			90	240	150	270	240
対象年齢 ※1			3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～
2歳児クラス			―	あり	あり	あり	あり
送迎			―	○	○	○	○
昼食			弁当持参	給食	給食	給食	給食（希望制）
教育時間			月 火 木 金 8:45-13:30 水 8:45-12:00	月～金 10:00-14:00	月～金 10:00-14:15 バスの運行時間によって時間差有	月～金 10:00-14:00	月～金 10:00-14:30 バスの運行時間によって時間差有
費用	入園料・教育時間利用料（月額）		無償 ・無償化は入園時から開始されます。 ・年度途中での入園の場合、別途自己負担が発生することがあります。園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。	無償 ・無償化は最短で、3歳の誕生日の前日から開始されます。 ・食材費、バス代、入園準備金などは無償化の対象外です。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。			
費用	預かり保育利用料	月～金	● 18:00まで 450円/日	● 18:10まで 500円/日	● 7:45-9:00 300円 ● 8:30-9:00 100円 ● 14:15-17:00 450円 -17:30 550円 -18:15 650円 ● 11:15-17:00 650円 -17:30 750円 -18:15 850円 ※おやつ代含む	● 7:30-8:30 200円/日 ● 8:01-8:30 100円/日 ● 14:00-16:00まで 400円/日 -18:00まで 600円/日	● 8:00～ 8:59 1・2コース 100円 ● 9:00～9:59 2コース 100円 ● 9:00～9:44 2歩きコース 100円 ● 放課後～16:00 1コース 200円/日 2コース 100円/日 ● 16:01～18:00 100円/30分 ● 16:01～ おやつ有100円
費用	預かり保育利用料	土	―	―	―	―	―
費用	預かり保育利用料	長期休暇	● 9:00-18:00 900円/日	● 8:00-18:10 900円/日	● 7:45-9:00 300円 ● 8:30-9:00 100円 ● 9:00-17:00 1,150円 -17:30 1,250円 -18:15 1,350円 ※おやつ代含む	● 7:30-8:30 200円/日 ● 8:01-8:30 100円/日 ● 8:30-11:00 400円/日 -14:00まで 700円/日 -16:00まで 1,000円/日 -18:00まで 1,200円/日	● 8:00～ 8:59 100円/30分 ● 9:00～11:59 400円/日 ● 12:00～15:00 400円/日 ● 15:01～18:00 100円/30分 ● 16:01-おやつ有 100円
令和9年4月入園	説明会		7/29(水)10:00～ 10/28(水)10:00～ （詳細はHPに掲載）	8/29(土)10:00～ 9/7(月)10:00～	9/3(木)10:15～ 9/10(木)10:15～	9/2(水),3(木) 4(金),7(月)	10/4(日),11/8(日), 1/24(日),3/7(日) 9:30～
令和9年4月入園	願書受付開始日		10/28(水)入園説明会終了後～11/6(金)16:00まで	10/1(木)9:00～	10/1(木)	10/1(木)	10/1(木)

※1 3歳：4月1日時点で3歳になっている児童。
満3歳：3歳の誕生日前日を迎えた児童。

保育所・認定こども園（保育利用）と認定こども園（教育利用）・新制度幼稚園の同時申込みについて

※福岡教育大学附属幼稚園は除く。

利用希望月	同時申込み	詳　　細
4月	不可	保育利用と教育利用の同時申込みはできません。 4月入所の1次調整の結果、保留となった方が、認定こども園の教育利用または新制度幼稚園を申込む場合は、**保育利用の申込みを取り下げる手続きが必要です。**
5月～翌年3月	可	保育利用の調整結果を確認した後に、認定こども園の教育利用または新制度幼稚園に申込みが可能です。

令和8年10月1日時点の情報です。最新情報は各園にお問い合わせください。

			認定こども園（教育利用）				
施設名			東郷信愛幼稚園	東海大学付属 福岡自由ヶ丘幼稚園	いちごいちえん	赤間くるみ幼稚園	さくらんぼ園
連絡先			田熊5-8-5 ☎ 36-1137	田久1-9-3 ☎ 32-1119	宮田1-6-2 ☎ 32-8560	冨地原1075-1 ☎ 33-3501	日の里9-12-1 ☎ 37-207
定員（人）			89	246	25	220	15
対象年齢 ※1			満3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	3歳～
2歳児クラス			あり	あり	3歳誕生日前日の翌月～※2	あり	―
送迎			○	○	―	○	―
昼食			弁当持参または 選択制給食	給食 （月2回弁当持参）	給食	給食 （月1～2回弁当持参）	給食
教育時間			月～金　10:00-14:00 バスの運行時間によって時間差有				月～金　9:00-15:00
費用	入園料・教育時間利用料（月額）		無償 ・無償化は最短で、3歳の誕生日の前日から開始されます。 ・食材費、バス代、入園準備金などは無償化の対象外です。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。				
費用	預かり保育利用料	月～金	● 8:00-8:30　500円/日 （2歳児 700円/日） ● 14:00-18:00 800円/日 （2歳児 1,000円/日） ●11:00-18:00 1,000円/日 （2歳児 1,200円/日） ※おやつ代・光熱費等含む	●7:30-8:30　100円/30分 ●17:00まで　300円/日 ●17:00-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収	●7:30-8:30　200円/日 3,000円/月 ●18:00まで　500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●18:00まで　500円/日	●17:00まで　300円/日 ※おやつ代込み ●17:00-18:00　100円/日
費用	預かり保育利用料	土	―	―	●8:30-18:00　700円/日	● 15:00まで　800円/日 （第2・第4土曜日は休み）	―
費用	預かり保育利用料	長期休暇	● 8:00-8:30　500円/日 （2歳児 700円/日） ●8:30-18:00 1,300円/日 （2歳児 1,500円/日） ※おやつ代・光熱費等含む	●7:30-9:00　100円/30分 ●9:00-17:00　800円/日 ●17:00-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収	●7:30-8:30　200円/日 3,000円/月 ●8:30-18:00　500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●8:00-18:00　1,000円/日	●9:00-12:30　400円 食事代　300円 ●12:30-18:00　400円 ※おやつ代込み ● 9:00-18:00　1,100円 ※食事代・おやつ込み
令和9年4月入園	説明会		9/4(金)10:30 特別な配慮を要するお子様は事前にご相談ください	6/30(火) 9/1(火)	9/12(土)10:00～	7/24(金)10:00～ 9/5(土)10:00～	9/5(土)14:00～ 9/26(土)14:00～
令和9年4月入園	願書受付開始日		10/1(木)9:00～	10/1(木)	9/28(月) 兄弟児優先 申込多数の場合、抽選	10/1(木) 7:00～	10/1(木)

※2　誕生日が1日2日の児童は当月から対象となります。

3 幼稚園･認定こども園（教育利用）等の利用料無償化

幼稚園、新制度幼稚園・認定こども園（教育利用）や、届出保育施設等を利用している児童のうち、**非課税世帯の０～2歳、および、3歳以上の児童**は、施設等利用費の給付を受けることができます。
給付を受けるためには「申請」をして**「施設等利用給付認定」**を受けることが必要です。

⑴ 対象

認定期間は、保育を必要とする事由・家庭の状況の変化、転出等により変更される場合があります。

学年齢	利用施設	対象となる料金	認定区分	要件
０～２歳児	届出保育施設等※1	利用料	**新３号**	以下の要件すべてを満たすこと ① **非課税世帯である** ② 保育を必要とする事由がある
満3歳児	幼稚園	教育時間利用料	**新１号**	認定希望開始日が**3歳の誕生日の前日以降である**
		教育時間利用料 預かり保育利用料	**新３号**	以下の要件すべてを満たすこと ① **非課税世帯である** ② 保育を必要とする事由がある ③ 認定希望開始日が **3歳の誕生日の前日以降である**
	新制度幼稚園 認定こども園（教育利用）	預かり保育利用料		
３～５歳児	幼稚園	教育時間利用料	**新１号**	―
		教育時間利用料 預かり保育利用料	**新２号**	保育を必要とする事由がある
	新制度幼稚園 認定こども園（教育利用）	預かり保育利用料		
	届出保育施設等※1	利用料		

利用施設・認定区分よって給付の上限金額が異なります。

<教育時間利用料※2**>**
私立幼稚園　月額上限 28,000円
国立幼稚園　月額上限 8,700円

<届出保育施設等利用料※4**>**
新2号：月額上限 40,300円
新3号：月額上限 45,700円

<預かり保育利用料※3**>**
新2号：月額上限 12,300円
新3号：月額上限 17,700円
預かり保育利用料は、a：保護者が施設に払った金額、b：利用日数×日額単価（490円）で算出される金額、c：月額上限額 を比較したうち、最も少ない額が無償化の対象額となります。

⑵ 申請方法

申請後の結果は、郵送で通知されます。

必要書類	□ 施設等利用給付認定申請書 □【幼　稚　園】マイナンバーの申出書 □【新２・３号】保護者の保育を必要とする事由を証明する書類				
	ひとり親家庭の場合	配偶者と 離婚・死別 または未婚である	次のa～cのいずれか □ a ひとり親家庭等医療証（オレンジ）のコピー（左上の親が目印） □ b 児童扶養手当証書のコピー □ c 状況がわかる戸籍謄本等の公的書類 ＋子どもの医療保険の加入状況または扶養関係を確認できる書類		
		配偶者と 離婚協議中である	□ 裁判所や弁護士による、離婚協議中であることがわかる書類 （離婚協議開始日の記載が必要、コピー可）		
	保護者が単身赴任等で 別居している場合		□ 別居中の保護者の住民票の写し		
	希望認定開始月が 2月・3月の場合		□ 現況届（年度末、保育を必要とする事由を確認する為に提出が必要な書類です。）		
締切日	幼稚園・新制度幼稚園 認定こども園		認定希望開始月の **前月20日**まで	届出保育施設等	認定希望開始月の **前月20日**まで
提出先	宗像市役所 子ども育成課 **※市内の幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園は園でとりまとめ市に提出**します。 **園の締切日は各園に確認**してください。				

⚠以下の場合は、例外として締切日を変更できます。

状況	締切日	提出先
転入の場合	転入日から**2週間以内**	宗像市役所 子ども育成課
認可保育所の調整結果通知を確認した後に申請する場合	認定開始希望月の **前月25日**まで	

※1 届出保育施設等には、認可保育所の一時預かり事業を含みます。また、企業主導型保育施設と他の届出保育施設等を併用している場合は、届出保育施設等は無償化対象外です。
※2 教育時間利用料について、通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です。
※3 預かり保育とは、教育時間外や長期休暇中に、園の利用時間を延長するサービスです。
※4 届出保育施設等の利用料に、入園料・教材費・給食費などは含まれません。

年間簡易スケジュール

保育所・認定こども園（保育利用）

月	新規申込み 締切日など詳細は4～5ページ 今年度入所	新規申込み 締切日など詳細は4～5ページ 来年度入所	月	入所後 日程は前後する場合があります
4月	5月入所申込み 6月入所申込み		4月	● 保育料算定
5月	7月入所申込み		5月	● 就労証明書等提出
6月	8月入所申込み		6月	
7月	9月入所申込み		7月	
8月	10月入所申込み		8月	
9月	11月入所申込み	令和8年12月以降に入所し、令和9年4月以降も引き続きを希望する場合、4月の入所申込みも必要です。	9月	● 保育料再算定
10月	12月入所申込み		10月	
11月	1月入所申込み	4月入所1次申込み	11月	● 現況届提出
12月	2月入所申込み	4月入所2次申込み	12月	
1月	3月入所申込み		1月	
2月			2月	
3月		5月入所申込み	3月	復職予定で入所した場合は、入所月の翌月14日までに復職し、その月の15日までに就労証明書の提出が必要です。

子育てに関する相談窓口

相談名	相談内容	問い合わせ先
保育所入所申込みに関する相談	保育所、幼稚園、認定こども園の入所に関すること、各園の特色や入園後のお困りごとなど、保護者のニーズや状況にあった様々な相談に応じます。※事前予約をお願いします。	0940-36-3181 子ども育成課 保育コンシェルジュ （2日前まで予約可能） ご予約はコチラ
子どもや家庭に関する相談	お子さん（おおむね0歳～18歳）や妊産婦、そのご家族が抱える困りごとや心配ごとなどの相談に応じます。相談内容に応じて子ども家庭相談員、スクールソーシャルワーカーが対応します。	0940-36-1302 子ども家庭センター 子ども相談係
妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。 相談には保健師、助産師、管理栄養士などが対応します。	0940-36-1365 子ども家庭センター 子ども保健係
子育て相談	子育ての悩みや不安について、育児経験のあるスタッフが一緒に考えたり相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。	0940-37-3741 子育て支援センター 「ふらこっこ」
子どもの権利相談	いじめや体罰、不登校、友達や先生、家族との関係などの悩み、その他子どもの権利侵害に関する相談に応じます。 子ども本人からの相談も可能です。	0940-36-9094 子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」
保育所等に関する相談	通っている各園の担任の先生や園長、子ども育成課でも相談を受け付けています。 園の関係者に相談しづらい場合は、右に記載の窓口にて、園生活での悩みや、園への意見・要望がある場合の相談に応じます。 ご活用ください。	第三者委員（各園ごとに設置） ※連絡先は園内の掲示板や利用のしおり、ホームページに掲載 092-915-3511 福岡県運営適正化委員会 （福岡県社会福祉協議会）

保育士さんの働きたいを応援します！

市では、子ども育成課内に「宗像市保育士・保育所等支援センター（無料職業紹介所）」を設置し、市内の保育所などへの就職に向けた各種相談や就職先の紹介を行っています。

保育士資格があれば、まずは求職登録を！

登録は2ステップで簡単！

❶ 右記コードから登録フォームにアクセス

❷ 名前、資格の有無など簡単な質問に回答

登録後に、センターから連絡し、就職のご希望を伺います。
施設見学などの日程調整も行います。
実務経験のない方や、ブランクのある方も大歓迎！
まずはお気軽にご登録ください。

詳しくは 宗像市ホームページをご覧ください。

宗像市　保育士　検索

支援制度

新規採用者10万円支給※

月額最大4.9万円の家賃補助※

市内保育所で勤務を開始する人へ助成制度（補助金）があります。
各種手続きは、勤務開始後に市から勤務先を通して連絡します。

※支給・補助には条件があります。
　詳しくは宗像市ホームページをご確認ください。

園の紹介動画公開中！

園の特色や働き方、
園長・職員からのメッセージを
動画で 紹介しています。

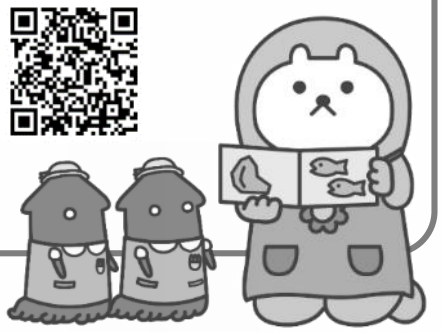

☎ 0940-36-3181（子ども育成課）

委任状

宗像市長宛

下記の理由により来庁できませんので、代理人に認可保育所、認定こども園(保育・教育利用)幼稚園等の入所申込み(兼支給認定申請)、施設等利用給付認定申請、多子世帯利用給付認定申請に関する権限を委任します。

委任日		令和　　年　　月　　日
申請児童氏名 (生年月日)		(令和　　年　　月　　日) (令和　　年　　月　　日) (令和　　年　　月　　日)
委任者(保護者)	住　所	
	氏　名 (生年月日)	(昭和・平成　　年　　月　　日)
	電　話	必要に応じてご連絡させていただく場合がありますので、 **平日 9:00～16:00の間に連絡がとれる電話番号**をご記入ください。
		自宅　　―　　―
		勤務先・携帯番号　　―　　―
	来庁できない 理由	
代理人	住　所	
	氏　名 (生年月日)	(昭和・平成　　年　　月　　日)
	電　話	―　　―
	続　柄	代理人は、私(委任者)から見て(　　)にあたる。

※代理人は、本人確認ができる顔写真付きの証明書を持参してください。

市記入欄

子どもCD		受付	
代理人の 本人確認	□免許証 □マイナンバーカード	確認後、写しを貼り付けること。	